

市営霊園合葬式墓地の利用申し込みを



市営霊園は、緑と自然に囲まれた市北部の田園地帯にあります。市の木「ツツジ」や市の花「バラ」が植栽され、年間を通して落ち着いた雰囲気の中で参拝することができます。合葬式墓地は、費用負担が少なく、墓石の管理が必要ないことなどから、承継者のいない夫婦や単身者でも納骨ができる墓地です。

合葬式墓地とは

一つの大きなお墓の中に納骨壇（1体用、2体用）が設置されており、多くの遺骨を埋蔵できる共同の墓地です。市が永年管理するため墓石の管理が不要で、墓の承継に不安がある人や承継者がいない人なども利用できます。

納骨した後の参拝は、合葬式墓地の前にある参拝広場で行います。納骨壇の利用期間は20年で、その後は地下の合葬室に永年埋蔵されますが、条件を満たせば最長10年間、有料で納骨壇の利用期間を延長できます。

利用資格と使用料

- 市の住民基本台帳に1年以上登録があり、次の①～③の要件を満たす人が利用できます。
- ①焼骨を保管している人、または自分のお墓として使用したい65歳以上の人であること
 - ②市営霊園芝生墓地の利用権を有していない人であること
 - ③納骨する焼骨は本人のほか、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人であること
- (1)配偶者（妻または夫）※事実上の婚姻関係

含む、(2)血族3親等以内（父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、曾孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい）、(3)姻族2親等以内（父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫）

使用料は、管理料を含め1体用11万円（税込）、2体用22万円（税込）で、利用許可時に一括払いとなります。

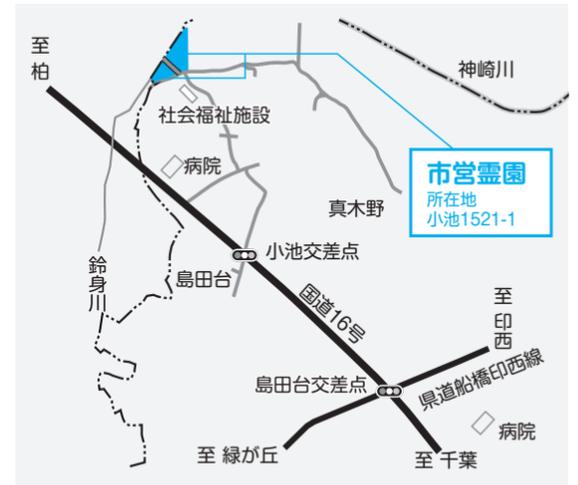
申し込み方法

次の①～⑥の書類を用意し、窓口に来る人の氏名、生年月日などが確認できるもの（免許証、保険証等）、申込者の印鑑、代理人が来る場合は代理人の印鑑をお持ちになって、市役所健康福祉課で申し込んでください。

- ①申請日1か月以内に発行の申込者本人の住民票
- ②申請日6か月以内に発行の申込者本人の戸籍謄本
- ③死体（死胎）火葬許可証の原本と写し1部（生前申込みの場合は不要）
- ④埋蔵予定の焼骨を既に他の墓地に安置している場合は、焼骨埋蔵（収蔵）証明書の原本と写し1部

⑤申込者本人が申請に来られない場合は委任状
⑥上記②の戸籍謄本で申込者と埋蔵する焼骨または埋蔵する人の続柄を確認できない場合は、そのことを明らかにする書類

詳しくは、健康福祉課、市営霊園、支所・連絡所で配布している募集要項やパンフレットをご覧ください。



- 自動車 国道16号を柏方面に向かい、小池交差点を右折。市営霊園の看板沿いに進む
- 電車 北総鉄道小室駅から徒歩20分
- バス 八千代緑が丘駅から、ちばレインボーバス神崎線で「大学グランド前」下車。徒歩25分

お盆は開園時間を延長します 臨時送迎バスの運行も

8月13日(金)～16日(月)は、開園時間を午前7時～午後6時30分に変更します。13日(金)～15日(日)は臨時の無料送迎バスも運行します。昨年実施したアンケートを基に、今回から新たに村上・高津団地のバス停を増やし、3コースで運行します。バスの時刻表、乗り場案内図は健康福祉課、市営霊園、支所・連絡所で配布、市ホームページにも掲載しています。



▲漆調で落ち着いた雰囲気の納骨壇



▲合葬式墓地の前にある参拝広場

市長等の令和2年度分税等納付状況の公表

八千代市政治倫理条例に基づいて、市長等に八千代市が賦課する税等の納付状況を公表します。

職	氏名	市民税	固定資産税	国民健康保険料
市長	服部 友則	○	○	—
事業管理者	豊田 和男	—	—	—
教育長	小林 伸夫	—	—	—

※「○」は当該年度に納付すべき額が全て納付されている場合。「—」は納付義務がない場合。(秘書課 483)1151)

高年齢者等雇用促進奨励金(上期) 交付申請手続きは9月3日(金)までに申請を

公共職業安定所(ハローワーク)の職業紹介で、市内に住所を有する高年齢者か、心身障害者を常用労働者として新たに雇用した市内事業者が高年齢者等雇用促進奨励金を交付しています。奨励金は、雇用した月の翌月から12か月を限度に、1月あたり高年齢者は1万円、心身障害者は1万5000円です。奨励金の交付は上期と下期の2回に分けて交付します。該当する事業主は、交付申請手続きが必要になりますので、9月3日(金)までに商工観光課へ連絡してください。詳しくは、市ホームページか、電話で同課まで。

▼対象事業主 ①市内に事業所がある、②市税を完納している、③公共職業安定所の紹介により、市内に住所を有する高年齢者(60歳以上)や心身障害者を常用労働者(期間を定めず、または12か月以上の期間を定めて雇用され、労働時間が1週間につき30時間以上あること)として、3年1月1日～6月30日に新たに雇用した (商工観光課 421)6761)

募集 八千代市個人情報保護制度運営審議会の市民委員

個人情報保護制度の運営に関することについて、市長の諮問に応じ、調査検討のうえ答申するとともに、その在り方について市長に建議する審議会の委員を募集します。

▼資格 市内在住の成人で、個人情報保護制度に関心を持ち、年に数回程度の平日昼間の会議に出席でき、本市の審議会等の委員を5つ以上兼ねていない人 ▼募集人数 1人 ▼任期 3年10月16日～5年10月15日 ▼報酬 会議1回につき7000円 ▼応募方法 8月27日(金)必着で任意のA4用紙に住所・氏名(フリガナ)・電話番号・年齢・性別・主な職歴・応募理由を記入し「個人情報保護について」と題した800字程度の作文を添えて、〒276-1850 市役所法務課情報公開班へ持参、郵送または市ホームページ「市民委員の公募」から応募 ▼選考方法 書類選考。応募書類は、非公開、返却しません。選考結果は応募者本人に通知します (法務課情報公開班 421)6713)